

## 金融規制の奔流と金融機関経営行動

みずほ証券株式会社 藤井健司

金融危機後に導入された金融規制は、自己資本規制比率に加えて、流動性に係る規制や補完的指標としてのレバレッジ比率規制など、きわめて広範な内容となっている。最近公表された国際決済銀行の調査によれば、仮にバーゼルⅢで求められる最低所要自己資本が、2011年6月末の時点で全面適用されていたとした場合、世界の大手銀行全体で、388億ユーロ（約4兆円）の中核的自己資本（コアティア1資本）が過小となる、とされている。各国の国際的な金融機関は、バーゼルⅢの最終開始時期である2019年1月までに、中核的自己資本を中心とした資本充実が求められることになる。

自己資本の大幅な増強要請は、各金融機関に自らのビジネスモデルを見直すことを迫ることとなる。自己資本の増強は、金融機関の健全性強化に資する反面、分厚い資本を維持することで、資本の効率性には足かせとなる。仮に、株主が金融機関に期待するROEが変化しないとした場合、自己資本の増加は収益の増加をもって報いなければならなくなる。不透明な経済情勢や、グローバル金融における競争等から、単純な収益増加は期待しがたい状況にあり、各金融機関においては、業務ごとの資本効率性を見直すこと等によって、それぞれの業務が、継続すべき業務なのかどうか、を厳しく見直し、継続すべきではないとされた業務については、売却する等の決断を迫られる可能性がある。

本報告では、まず自己資本規制としてのバーゼルⅢのインパクトについての全体像を把握したうえで、インパクトが個別の金融機関によって異なることを示す。こうした違いは、金融機関毎の資本調達行動や、業務見直しの必要性・時限性に影響することとなるが、経済情勢や市場環境が制約条件となり、現実の行動は、上記の必要性・時限性とは比例していないことを観察する。最後に、こうした資本制約と業務見直しから、金融機関のビジネスモデルが変化するのか、金融仲介における位置づけに変化がありうるのか、さらに市場参加者が金融機関に期待するものが変化しうるのかについて仮説を行うこととする。